平成２４年（再ロ）第８号
金沢市駅西本町１丁目３番41号　スティーロ金沢駅西本町301号
再生債務者　村松　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月18日から平成25年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１号
山梨県甲府市宮原町208番地サンドエル205号室
再生債務者　髙橋　　壮
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月25日から平成25年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第３号
大阪市西淀川区野里１丁目７番15―1006号
再生債務者　藤原　利香
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月19日から平成25年５月７日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００９６号
東京都国分寺市西町１―30―26
再生債務者　山岸　和未
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月28日まで
平成25年３月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号
宮城県大崎市松山金谷字金田50番地
再生債務者　遠藤　良輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月４日まで
平成25年３月14日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２７号
札幌市南区南沢１条３丁目12番５号
再生債務者　松本　憲司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月12日まで
平成25年３月15日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第６６号
大阪府豊中市長興寺南４丁目１番６―501号
再生債務者　西村　昌子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第６号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1520番地５
再生債務者　岡部　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月15日　岐阜地方裁判所

平成２４年（再ロ）第４号
盛岡市玉山区松内字松内24番地１
再生債務者　岩崎　和則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

「指定勘定および日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書」に関する公告

準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）第９条および準備預金制度に関する法律施行令（昭和32年政令第135号）第13条第１項の規定に基づき、指定金融機関が本行に提出する毎月分の指定勘定および日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書について昭和61年６月20日付公告に定める書式（昭和61年11月29日付公告により一部改正）を下記のとおり改正し、平成25年４月分から実施することとしたので、同施行令第13条第２項の規定に基づき公告します。なお、本件実施後も当分の間、改正前の書式を使用することができることとします。

記

1．書式のうち、「１．指定勘定残高または指定勘定区分額」、「２．指定勘定増加額」、「３．所要準備額および準備預金額」を次のとおり改正する。
「昭和　　年　　月分」を「　　年　　月分」に、「昭和　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に、「金融機関名　　」を「金融機関コード　金融機関名　　」に改める。
2．書式のうち、備考の一部を次のとおり改正する。
第10号を第12号とし、第１号から第９号までを２号ずつ繰下げ、第１号および第２号として次の２号を加える。
１．電子情報処理組織（日本銀行が指定するものに限る。）を使用して提出する場合は、代表者の記名押印欄を削除して差支えない。
２．書面により提出する場合は、左肩をとじまとめること。なお、金融機関コード欄を削除して差支えない。
第３号および第４号中「記入に当つては」を「記入に当っては」に改め、第５号中「金融機関にあつても」を「金融機関にあっても」に改める。
第11号を次のとおり改める。
11．「差引過不足額」欄は、準備預金額が所要準備額を超える場合は黒記し、準備預金額が不足するときは朱記すること。ただし、朱記によることが困難な場合は、これに代えて、マイナスを示す記号（－）を付すこととして差支えない。
第12号を次のとおり改める。
12．指定勘定の残高、指定勘定区分額にかかる準備率または指定勘定増加額にかかる準備率が定められていない指定勘定がある場合（準備率は定められているが、当該指定勘定を有しない場合を含む。）は、「指定勘定残高または指定勘定区分額」欄、「指定勘定増加額」欄または「所要準備額および準備預金額」欄中当該指定勘定欄を削除して差支えない。その際、「指定勘定残高または指定勘定区分額」欄中の全ての指定勘定欄を削除できる場合は、「１．指定勘定残高または指定勘定区分額」を削り、「２．指定勘定増加額」を「１．指定勘定増加額」とし、「３．所要準備額および準備預金額」を「２．所要準備額および準備預金額」とし、表中「指定勘定残高・区分額・増加額計Ⓐ」を「指定勘定増加額計Ⓐ」として差支えない。「指定勘定増加額」欄中の全ての指定勘定欄を削除できる場合は、「２．指定勘定増加額」を削り、「３．所要準備額および準備預金額」を「２．所要準備額および準備預金額」とし、表中「指定勘定残高・区分額・増加額計Ⓐ」を「指定勘定残高・区分額計Ⓐ」として差支えない。また、準備率の設定、変更または廃止が月の中途で行われなかった指定勘定がある場合は「所要準備額および準備預金額」欄中当該指定勘定にかかる「期間」欄を削除して差支えない。
第12号の次に、次の１号を加える。
13．日本銀行に提出するときは、本備考の全部を削除して差支えない。

平成 25 年３月 26 日
日　本　銀　行